

恵みの丘蒲刈に係る指定管理者の候補者の選定について

恵みの丘蒲刈の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

(1) 所在地 呉市蒲刈町大浦字前沖浦地内

(2) 設置目的 農村地域の資源を活用した新しい農業展開を図るとともに農村と都市住民との交流の場を提供することにより、農業の振興及び地域の活性化並びに市民福祉の増進に寄与するための施設として設置する。

2 公募の概要

(1) 公募期間 令和6年8月1日（木）から令和6年8月30日（金）まで

(2) 応募者（応募順）

団体名	団体所在地	代表者氏名
広島県果実農業協同組合連合会	東広島市河内町入野11631番13号	牧本 祐一

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

呉市農業振興施設の指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類及びヒアリング等とともに、各委員が「適・否」の判定を行い、総合判定が「適」となれば指定管理者の候補者とする。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	配点
ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。	・利用者の平等利用の確保	適・否 ※否は失格
イ 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。	・施設の設置目的や性格、関係する法令、条例等についての理解 ・適正に管理を行える体制 ・自主事業の内容が施設の設置目的に適うものか ・苦情対応や個人情報の取扱い ・緊急事態に対応可能な体制	適・否 ※否は失格
ウ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。	・施設の利用促進に係る具体的な取組 ・利用者数等の数値目標 ・利用者の要望（ニーズ）把握に係る具体的な取組	適・否 ※否は失格
エ 事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。	・収支計画書の規模・内容 ・提案額が適正な管理に支障を来たす恐れのないものか ・管理経費の縮減のための工夫	適・否 ※否は失格
オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	・経営状況 ・安定した管理を行える体制 ・同種の施設の管理実績及び管理能力	適・否 ※否は失格
カ 市民と農業との交流を促進し、農業指導等による地域農業の活性化を図ることができるものであること。	・地域の農業振興に資する農業指導等の提案 ・地域の特色を生かした農業体験等の提案 ・市の施策や地域との連携を意識した取組	適・否 ※否は失格
総合判定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、広島県果実農業協同組合連合会を本施設の指定管理者の候補者に選定した。

申請者	広島県果実農業協同組合連合会
総合判定	適
【内訳】	
審査基準ア	適
リ　イ	適
リ　ウ	適
リ　エ	適
リ　オ	適
リ　カ	適

【評価した点】

- ・恵みの丘蒲刈を、適切に維持管理するノウハウと実績を有していること。
- ・収穫体験において、年間を通じた取組により利用者の増加が図られる提案内容であること。
- ・農業指導や農業後継者の育成を行うために必要な知識と経験を有する団体であること。
- ・地域の特色や実情等に精通し、地域農業の活性化を図ることが期待できる提案内容であること。

4 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

- ア 開催日時 第1回 令和6年9月26日（木）
第2回 令和6年10月7日（月）
イ 開催場所 第1回 恵みの丘蒲刈
第2回 吾市役所本庁舎6階会議室
ウ 出席者 民間の学識経験者 5人、吾市産業部農林水産担当部長 計 6人

(2) 議事概要

- ア 主な意見等
- ・年間を通じて利用者を誘致できるよう工夫に努めてもらいたい。
 - ・人件費等高騰している中、赤字にならないよう努力をされている。
 - ・PRは、恵みの丘蒲刈単体だけではなく、地域のポテンシャルを活かして安芸灘4島全体で行う方が効果的。
 - ・果樹農業の担い手育成について、卒業生の大半が吾市で就農しており、今後も尽力してもらいたい。
- イ 委員会の結論
- 指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、広島県果実農業協同組合連合会は候補者として適当であると認められる。

【問い合わせ】吾市産業部農林水産課（電話 0823-77-0374）